



宮 崎 県 公 報

令 和 4 年 3 月 10 日 (木 曜 日) 第 287 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則…………… (畜産振興課) 1

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 7
- 保安林の指定解除の予定の通知 (2件) …… (自然環境課) 7
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知…………… (“) 7
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先
人不明について…………… (“) 7
- 重要生息地の指定…………… (“) 8
- 牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及び蜜蜂の監視
伝染病の発生予防のための検査の実施…………… (家畜防疫対策課) 8
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 9

頁

公 告

- 道路の供用の開始 (2件) …… (道路保全課) 9
- 道路の占用を制限する区域の指定…………… (“) 9
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市
町村の意見 (2件) …… (商工政策課) 10
- くろまぐろ (大型魚) に関する令和3管理年度
における知事管理漁獲可能量の変更…………… (漁業管理課) 10
- 基本測量の実施の通知…………… (管理課) 10
- 堤防と道路との兼用工作物の管理の方法の公示
(2件) …… (河川課) 10
- 公安委員会規則**
- 宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正す
る規則…………… 11
- 宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在
所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一
部を改正する規則…………… 11

規 則

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則をここに公布する。
令和4年3月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第10号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律 (令和3年法律第34号。以下「法」という。) 及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則 (令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「省令」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

(敷地等と道路との関係の認定)

第3条 省令第48条第2項の規定による認定を受けようとする者は、敷地等と道路との関係認定申請書 (別記様式第1号) の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書又は書面を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 建築基準法施行規則 (昭和25年建設省令第40号) 第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる図書
- (2) 周辺 (敷地の外周から約 300メートルの範囲をいう。次号において同じ。) の道路配置現況図
- (3) 周辺の建築物用途別現況図
- (4) 4面の立面図
- (5) その他知事が必要と認める図書又は書面

2 知事は、省令第48条第2項の規定による認定をしたときは、敷地等と道路との関係認定通知書 (別記様式第2号) に、敷地等と道路との関係認定申請書の副本及び前項各号に掲げる図書又は書面を添えて、申請者に通知するものとする。

3 知事は、省令第48条第2項の規定による認定をしないときは、敷地等と道路との関係不認定通知書 (別記様式第3号) により申請者に通知するものとする。

(畜舎建築利用計画の認定の申請に必要又は不要と認める図書)

第4条 省令第64条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法 (昭和25年法律第 201号) 第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関 (以下「指定確認検査機関」という。) によ

る法第3条第3項第4号に掲げる基準についての審査（以下「技術的審査」という。）を受けた場合にあつては、当該指定確認検査機関が交付する同号に掲げる基準に適合すると認められた計画であることを示す書類（以下「技術的審査適合証」という。）及び省令第64条第1項第3号イに規定する図書

(2) 省令第48条第2項の規定が適用される畜舎等について建築基準法第43条第2項第1号の規定による認定又は同項第2号の規定による許可を受けた場合にあつては、当該認定に係る認定証の写し又は当該許可に係る許可証の写し

2 省令第64条第2項に規定する知事が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 前項第1号の規定により技術的審査適合証及び省令第64条第1項第3号イに規定する図書を添付する場合にあつては、同号ロに規定する図書

(2) 前項第2号の規定により認定証又は許可証の写しを添付する場合にあつては、省令別表第3の(15)の項に掲げる図書（仮使用の認定の申請に必要と認める図書及び書類）

第5条 省令第76条第1項に規定する知事が必要と認める図書及び書類は、指定確認検査機関による技術的審査を受けた場合における当該認定畜舎等の計画に係る技術的審査に要した図書及び書類とする。

（認定畜舎等の利用の状況の報告）

第6条 省令第91条に規定する知事の定める日は、法第6条第1項の規定による工事完了の届出があつた日の属する年から起算して以後5年ごとの12月31日とする。

2 法第13条第1項の規定による報告は、報告の日前1月以内に調査したものでなければならない。

（書類の経由）

第7条 法、省令又はこの規則の規定に基づき知事に提出する書類（省令第48条第2項の規定により知事に提出するものを除く。）は、当該畜舎等の所在地を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局長を経由して提出しなければならない。

2 省令第48条第2項の規定により知事に提出する書類は、当該畜舎等の所在地を管轄する西臼杵支庁又は土木事務所長を経由して提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記

様式第 1 号 (第 3 条関係)

敷地等と道路との関係認定申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和 3 年農林水産省・国土交通省令第 6 号。以下「省令」という。）第 48 条第 2 項の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 申請者の概要

- (1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名：
- (2) 住所又は主たる事務所の所在地：
- (3) 連絡先：

2 設計者の概要

- (1) 資格： () 建築士 () 登録第 号
- (2) 氏名：
- (3) 建築士事務所名： () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- (4) 所在地：
- (5) 連絡先：

3 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

- (1) 工事施工地又は所在地：
- (2) 区域、地域、地区又は街区：
- (3) 道路
 - ① 幅員：
 - ② 敷地と接している部分の長さ：

(4) 敷地面積等

① 敷地面積：

② 省令第45条に規定する畜舎等の建蔽率：

③ 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値：

(5) 畜舎等の種類

飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎

(6) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(7) 建築面積及び建蔽率

① 建築面積：(申請部分 m^2) (申請以外の部分 m^2) (合計 m^2)

② 建蔽率：

(8) 床面積：(申請部分 m^2) (申請以外の部分 m^2) (合計 m^2)

(9) 申請に係る畜舎等の数：

(10) 工事着手予定年月日：

(11) 工事完了予定年月日：

(12) 備考

4 畜舎等別の構造及び設備の概要

(1) 番号：

(2) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(3) 構造： 造 一部 造

A構造畜舎等 B構造畜舎等

(4) 高さ： m

(5) 備考

様式第 2 号 (第 3 条関係)

敷地等と道路との関係認定通知書

年 月 日

殿

宮崎県知事

印

年 月 日付けで申請のあった認定については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定により、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

- 1 認定番号：第 号
- 2 認定年月日： 年 月 日
- 3 認定に係る畜舎等の工事施工地又は所在地：
- 4 認定に係る畜舎等の種類：

様式第 3 号 (第 3 条関係)

敷地等と道路との関係不認定通知書

年 月 日

殿

宮崎県知事

印

年 月 日付けで申請のあった認定については、下記の理由により、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第 2 項の規定による認定をしないものとします。

記

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、前記の審査請求をしたときには当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は、宮崎県知事となります。)提起することができます。

告 示

宮崎県告示第 167号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和4年3月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4511810139	マイホームⅢたかはる	西諸県郡高原町大字西麓 489-15	株式会社常喜	鹿児島県霧島市霧島田口2614番地1	令和4年3月1日	短期入所

宮崎県告示第 168号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和4年3月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 児湯郡西米良村大字越野尾字相見 61-11・61-33（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
、61-3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 169号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和4年3月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 児湯郡西米良村大字越野尾字相見 61-11・61-33（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
、61-3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 170号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和4年3月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 一(一) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所と指定の

目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第 401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和27年12月25日農林省告示第 664号

(二) 変更に係る指定施業要件

- 1 立木の伐採方法 変更しない。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

二(一) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 都城市（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種を定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

三(一) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 都城市（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(三) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び関係農林振興局並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 171号

保安林の指定施業要件の変更予定（令和4年宮崎県告示第65号）

に係る保安林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 4 年 3 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

(1) 日南市役所

柿原榮、日高哲治

(2) 門川町役場

右松アサノ、右松国博、右松今朝治、岩田實、黒田輝一、黒木弘志、松川浩之、水島等、長友満、米良泉

2 通知の要旨

(1) 保安林の指定施業要件を変更する予定である。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和 4 年宮崎県告示第 65 号によること。

宮崎県告示第 172 号

宮崎県野生動物の保護に関する条例（平成17年宮崎県条例第84号）第23条第 1 項の規定により、次のとおり重要生息地を指定する。

令和 4 年 3 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称

熊野江川河口海浜域重要生息地

2 指定の区域

延岡市熊野江町

3 指定の区域の保護に関する指針

(1) 野生動物の個体群の生息・生育のために確保すべき環境

当該区域の水質は良好で、環境の良い干潟や砂浜が残されており、希少な野生生物が豊富に生息している。特に、甲殻類や貝類については、県内有数の生息地となっている。

(2) 生息・生育環境の維持のための管理の方針

これまでの地域住民による保全活動、定期的な清掃活動の継続に加え、外来種の除去や保護柵の追加設置等が推奨される。また、熊野江川河口海浜域の生物多様性について普及啓発を行い、地域住民にその価値を理解してもらうことで、環境を破壊する工事等が行われないよう意識の向上を図る。

宮崎県告示第 173 号

牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及び蜜蜂の監視伝染病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第 5 条第 1 項の規定により、検査の対象となる牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及び蜜蜂の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 4 年 3 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

家畜の種類	監視伝染病の種類	家畜の範囲	検査の方法	実践する区域	実施の期日
牛	ブルセラ症	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	エライザ検査	県内一円	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
	結核		ツベルクリン皮内反応		
	ヨーネ病		一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査		
	牛伝染性リンパ腫				
	アカバネ病				
	チュウザン病				
	アイノウイルス感染症				
	イバラキ病				
	牛流行熱				
	牛ウイルス性下痢				
伝達性海綿状脳症	月齢又は推定月齢が満96月以上の死亡牛若しくは起立不能を呈し月齢又は推定月齢が満48月以上で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した死亡牛	エライザ検査			
馬	馬伝染性貧血	実施区域内で飼育されている馬で、家畜保健衛生所が検査馬として選定した馬	一般臨床検査及び抗体検査		
	馬インフルエンザ				
	馬パラチフス		一般臨床検査及び細菌検査		
	馬伝染性子宮炎				
めん羊及び山羊	伝達性海綿状脳症	月齢又は推定月齢が満18月以上で、家畜保健衛生所が検査めん羊及び検査山羊として選定しためん羊及び山羊	ウェスタンブロット法		
豚	豚熱	実施区域内で飼育されている豚で、家畜保健衛生所が検査豚として選定した豚	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査		
	アフリカ豚熱				
	オーエスキー病				
	伝染性胃腸炎				
	豚繁殖・呼吸障害症候				

	群				
	豚流行性下痢				
鶏	高病原性鳥インフルエンザ	実施区域内で飼育されている鶏で、家畜保健衛生所が検査鶏として選定した鶏	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査		
	低病原性鳥インフルエンザ				
	ニューカッスル病				
	家きんサルモネラ症				
	鳥マイコプラズマ病				
一般臨床検査及び細菌検査					
蜜蜂	腐蛆病	実施区域内で飼育されている蜜蜂で、家畜保健衛生所が検査蜜蜂として選定した蜜蜂	一般臨床検査又は細菌検査		

宮崎県告示第 174号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 3 月 10 日から同年 3 月 24 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
24	県道	高鍋高岡線	東諸県郡国富町大字三名字桑木田1388番1地先から同郡同町同大字字屋敷1287番3地先まで	旧	9.0～11.9	250.8
				新	12.3～49.0	250.8

宮崎県告示第 175号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 4 年 3 月 10 日から同年 3 月 24 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
24	県道	高鍋高岡線	東諸県郡国富町大字三名字桑木田1388番1地先から同郡同町同大字字屋敷1287番3地先まで	令和 4 年 3 月 10 日

			で	
--	--	--	---	--

宮崎県告示第 176号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 4 年 3 月 10 日から同年 3 月 24 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
45	県道	御池都城線	都城市乙房町1858番3地先から同市同町 380番1地先まで	令和 4 年 3 月 10 日

宮崎県告示第 177号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 4 年 3 月 10 日から同年 3 月 24 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	高鍋高岡線	東諸県郡国富町大字三名字桑木田1388番1地先から同郡同町同大字字屋敷1287番3地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

- 4 占用の制限の開始の期日
令和 4 年 3 月 25 日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西松屋宮崎吉村店
宮崎市吉村町長田甲2358
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和 3 年 10 月 18 日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和 4 年 3 月 10 日から令和 4 年 4 月 11 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フェニックスガーデンうきのじょう
宮崎市柳丸町 150、151の一部、152の一部、163-1、163-2、165、166、167、168-1の一部
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和 3 年 11 月 1 日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和 4 年 3 月 10 日から令和 4 年 4 月 11 日まで

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第 16 条第 5 項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和 3 管理年度における知事管理漁獲可能量を令和 4 年 2 月 17 日付けで次のとおり変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定により公表する。

令和 4 年 3 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

くろまぐろ（大型魚）に関する令和 3 管理年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第 16 条第 1 項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業（4月から9月まで）	17.2トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業（10月から3月まで）	5.2トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（4月から9月まで）	2.0トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（10月から3月まで）	0.8トン

測量法（昭和24年法律第 188号）第 14 条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和 4 年 3 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
基本測量（電子基準点測量）
- 2 作業地域
宮崎県宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、東諸県郡綾町、児湯郡新富町、児湯郡西米良村、児湯郡川南町、東臼杵郡諸塚村、東臼杵郡椎葉村、東臼杵郡美郷町、西臼杵郡日之影町
- 3 作業期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

河川法（昭和39年法律第 167号）第 17 条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県延岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 河川の名称

- 一級河川五ヶ瀬川水系五ヶ瀬川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
延岡市細見町3554番3地先から延岡市細見町3576番3地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
名称 道路管理者 宮崎県
住所 宮崎市橋通東2丁目10番1号
代表者の氏名 宮崎県知事 河野 俊嗣
- 5 管理の内容
(1) 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
(2) 路肩に接する法面の維持
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
令和4年3月10日から道路の存続する日まで

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県延岡土木

事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月10日

宮崎県知事 河野 俊嗣

- 1 河川の名称
一級河川五ヶ瀬川水系五ヶ瀬川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
延岡市細見町3576番6地先から延岡市細見町3576番8地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
名称 道路管理者 宮崎県
住所 宮崎市橋通東2丁目10番1号
代表者の氏名 宮崎県知事 河野 俊嗣
- 5 管理の内容
(1) 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
(2) 路肩に接する法面の維持
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
令和4年3月10日から道路の存続する日まで

公安委員会規則

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月10日

宮崎県公安委員会委員長 島津 久友

宮崎県公安委員会規則第1号

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の組織に関する規則(昭和56年宮崎県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(地域課)	(地域課)
第12条 地域課においては、次の事務をつかさどる。	第12条 地域課においては、次の事務をつかさどる。
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
(4) 自動車警ら班及び警察用船舶の運用に関すること。	(4) 自動車警ら班、 <u>移動交番車</u> 及び警察用船舶の運用に関すること。
(5)～(8) [略]	(5)～(8) [略]
2～8 [略]	2～8 [略]
(サイバー犯罪対策課)	(サイバー犯罪対策課)
第13条の2 [略]	第13条の2 [略]
	<u>2 サイバー犯罪対策課にサイバー犯罪捜査支援室を置く。</u>
	<u>3 サイバー犯罪捜査支援室においては、サイバー犯罪捜査支援に関する事務をつかさどる。</u>
	<u>4 サイバー犯罪捜査支援室にサイバー犯罪捜査支援室長を置き、警視又は警部をもって充てる。</u>
	<u>5 サイバー犯罪捜査支援室長は、上司の命を受け、サイバー犯罪捜査支援室の事務を掌理する。</u>

附 則

この規則は、令和4年3月17日から施行する。

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 10 日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会規則第 2 号

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和 44 年宮崎県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
署名	交番、駐在所等名称	位置	署名	交番、駐在所等名称	位置
[略]			[略]		
宮崎南警察署	[略] 宮の元交番 月見ヶ丘駐在所 [略]	[略] 回 月見ヶ丘 1 丁目	宮崎南警察署	[略] 宮の元交番 [略]	[略]
[略]			[略]		

附 則

この規則は、令和 4 年 3 月 17 日から施行する。